

周防大島町空き家等の適正管理に関する条例が 4月1日から施行されました

昨年10月の広報でお知らせしましたとおり、議員提案により制定された「周防大島町空き家等の適正管理に関する条例」が本年4月1日から施行されました。

常時無人の状態、建築物や樹木などの管理が不十分な空き家は、他の人の生命や財産に被害を与えるおそれあり、生活環境の保全にも支障を及ぼします。

また、不審者の侵入等により火災や犯罪を誘発するおそれがあるため、早急に改善が必要です。

この条例は、生活環境の保全、安全安心なまちづくり及び空き家等を活用した地域づくりの推進に寄与することを目的としています。空き家はあくまでも所有者の財産であり、所有する建物やその敷地内の樹木等が原因で他に被害を与えた場合は、その所有者や管理者の責任が問われることとなります。

何らかの問題が発生した場合には、当事者間での解決が基本となります。が、そのようなことに至らないよう、常に空き家等の適正な管理に努めま

しょう。

●条例の骨子

- ① 空き家等の所有者は、適正な管理を行う責務があります。
- ② 空き家等の適正管理は、所有者、自治会等及び町が相互に連携して推進するものですが、まずは、自治会や近所のみなさんが空き家の所有者に対して、適正な管理や有効活用を要請するなどの解決に努めてください。
- ③ それにも関わらず、適正な管理が行われない空き家については町に情報を提供することができます。
- ④ 情報提供により、町は空き家の実態調査を行い、管理不十分な所有者に対しては、助言、指導や勧告を行います。
- ⑤ 勧告に従わず、空き家等の改善を行う意思表示のない場合は、所有者などの氏名、住所や勧告違反の内容などを公表することがあります。

●空き家所有の皆さんへ

- ・ 建物内に他人が勝手に出入りできないように、施錠などを行ってください。
- ・ 屋根や外壁などの破損は、不審者侵入の原因となり、強風により瓦の飛散

など近隣住民に迷惑を掛けることになり、ますので適切な対応をお願いします。

- ・ 定期的に立木の枝下ろしや除草を行ってください。

しばらく家を空ける場合は、あらかじめ隣近所や自治会に一声かけ、連絡先を伝えておきましょう。また、自分の所有している空き家の様子を定期的に見る、自分で管理できない場合は業者等に依頼するなど、所有者としての責任を果たすことを心掛けましょう。

◆問い合わせ

- ・ 大島総合支所
☎0820(74) 1001
- ・ 久賀総合支所
☎0820(79) 1000
- ・ 東和総合支所
☎0820(78) 1110
- ・ 橋総合支所
☎0820(77) 5500
- ・ 総務課
☎0820(74) 1000

軽自動車税の 減免制度のお知らせ

身体障害者等が所有もしくは使用する軽自動車等について、障害の程度により一定の要件を満たしている方には、軽自動車税の減免制度があります。軽自動車税の減免申請期限は5月24日(金)です。

なお、減免のできる自動車は一人の障害者につき普通自動車を含め、一台に限られます。詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ

- 軽自動車税
税務課 課税第1班
☎0820(74) 1008
- 自動車税
柳井県税事務所
☎0820(23) 2121